公　告

諸　事　項

工場財団

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1488番地**株式会社アスクテクニカ**の工場財団に山梨県西八代郡市川三郷町高田610番地株式会社アスクテクニカ第二工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 27 日

甲府地方法務局鰍沢支局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第53条第２項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社セブンインベスターズ
２．本店所在地　東京都港区虎ノ門三丁目６番２号第２秋山ビルディング２Ｆ
３．登録番号　関東財務局長（金商）第253号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成24年12月14日
６．行政処分の内容

平成24年12月14日から同25年３月13日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理など当局が個別に認めたものを除く）の停止。

平成 24 年 12 月 27 日

関東財務局長　菅野　良三

佐賀東部土地改良区役員の就任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から、役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 24 年 12 月 27 日

九州農政局長　吉村　　馨

就任

役職	氏　名	住　所
理事	上瀧　高範	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石道728番地１
〃	山口　義文	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 27 日

関東農政局長　佐藤　和彦

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
アクトフレッシュ協同組合　東京都墨田区両国二丁目18番１号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
デイリーフーズ協同組合　東京都葛飾区奥戸二丁目37番15号	同上
食心会事業協同組合　東京都世田谷区若林三丁目８番３号	同上
関東催事協同組合　東京都港区元赤坂一丁目１番７号	同上
東神木材販売協同組合　東京都大田区下丸子一丁目１番９号	同上
協同組合縁　東京都新宿区市谷柳町37番地マージュ市谷柳町702号	同上
日本食販協同組合　東京都文京区湯島二丁目22番13号	同上
東京経済協同組合　東京都中央区日本橋二丁目16番３号	同上

［教示］この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

解散命令公告

別表の左欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 27 日

九州農政局長　吉村　　馨

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
九州菜種製油工業協同組合連合会　福岡県福岡市博多区神屋町１番22号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
協同組合えびの総合流通集配センター　宮崎県えびの市大字向江1103番地２	同上
西商産業協同組合　福岡県大牟田市大字吉野1675番地の１	同上

［教示］この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分の日から１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができない。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 27 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年12月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉野工業株式会社
阿部　　充　宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東２―34―48　国土交通大臣（般―19）第1933号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年９月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成９年法律第81号。以下「法」という。）第25条第１項及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「県条例」という。）第23条第１項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、法第27条及び県条例第24条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 27 日

沖縄防衛局長　武田　博史

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　沖縄防衛局
代表者の氏名　沖縄防衛局長　武田　博史
主たる事務所の所在地　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地９
２　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　普天間飛行場代替施設建設事業
対象事業の種類　公有水面の埋立て
飛行場及びその施設の設置
対象事業の規模（公有水面の埋立て）約160ha、（飛行場及びその施設の設置）滑走路の長さ1200m×２本
３　対象事業が実施されるべき区域
名護市辺野古沿岸域
４　関係地域の範囲　名護市、宜野座村